



働き方改革

職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が人手不足解消につながる
ことが期待できます。

「働き方改革」による魅力ある職場づくりを目指しましょう！



残業（時間外労働）

時間外労働時間の上限（原則）

年 **360** 時間 月 **45** 時間

臨時的な特別な事情がある場合も年 720 時間、単月 100 時間未満、複数月
平均 80 時間を限度に設定する必要があります。※原則である月 45 時間を
超えることができるのは、年 6 回までです。中小企業は 2020 年 4 月 1 日
から適用されています。



年次有給休暇

法定の年次有給休暇付与日数が 10 日以上
のすべての労働者に、毎年 5 日、年次有給
休暇を確実に取得させる必要があります。
中小企業は 2019 年 4 月 1 日から適用さ
れています。

割増賃金

月 60 時間を超える時間外労働については割
増賃金率を 50%以上にする必要がありま
す。
中小企業は 2023 年 4 月 1 日から適用され
ています。

労働者の待遇

同一企業内において、正規雇用労働者と非
正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期
雇用労働者、派遣労働者）との間で基本給や
賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇
差が禁止されます。
中小企業は 2021 年 4 月から適用されて
います。

育児・介護休業法の改正

小学校 3 年生修了まで子の看護休暇の取得可
能とすることや、育児・介護を理由とするテ
レワークの導入など、男女とも仕事と育児・
介護を両立できるように、柔軟な働き方を実
現するための改正が行われました。2025 年
4 年 1 日から段階的に施行されます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O00130583.html> （厚生労働省 HP）

ご相談はこちらまで



働き方・休み方改善コンサルタント＜兵庫労働局 指導課＞

✉ consultinghyg@mhlw.go.jp (社名・担当者名・連絡先・希望する内容等を記載)

長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援します。労務管理等の専門家による相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で受け付けています。

兵庫県働き方改革推進支援センター＜兵庫労働局委託事業＞

☎ 0120-79-1149

働き方改革の実行に向けた、就業規則の作成方法、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、助言・提案などの相談支援を行います。

ひょうご仕事と生活センター 阪神事務所＜兵庫県委託事業＞

☎ 06-6481-1888

ワーク・ライフ・バランスの実現推進に取り組む企業の支援を行うため、ワンストップ相談や研修の企画及び実施、相談員の派遣、企業助成等を実施しています。

兵庫県よろず支援拠点＜中小企業庁事業・ひょうご産業活性化センター内＞

☎ 078-977-9085

事業運営や経営上の課題に関する相談窓口。生産性の向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。

働き方・休み方改善ポータルサイト＜厚生労働省＞

Web 上で設問に答えていくことで、働き方・休み方の問題点を把握できるほか、課題別の対策も知ることができます。また、企業の取組事例やシンポジウム等の情報もご案内しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



2020 年 12 月作成

(2025 年 2 月改版)

芦屋市 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課